

試験職種（区分）・採用予定人員・受験資格

試験職種（区分）	採用予定人員	受験資格
行政職 （上級）	10人程度	昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
行政職 （身体障害者対象）	1人	昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳の交付を受けている人
保健師	1人	昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を取得している人、または平成31年3月末日までに当該免許取得見込みの人
土木職 （社会人経験者対象）	1人	昭和58年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、平成30年7月末時点で、行政機関、民間企業等において、道路、河川、上下水道、土地改良事業等に関する設計・積算・工事監督業務等に従事した職務経験を、高校卒の場合は5年、短期大学・大学卒の場合は3年以上ある人。 ※職務経験の詳細については採用試験案内をご確認ください

※採用予定人員は現時点での見通しで、変更になることがあります。
 ※受験者の試験の成績が一定以下の場合、採用予定人員を減員することがあります。
 ※資格取得見込みで受験した者が、平成31年3月末日までに資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。

田原本町の「これから」をつくる仕事を始めませんか？
平成30年度
田原本町職員採用試験

町職員任用試験委員会（人事課内）
 ☎ 34・2056

町職員任用試験委員会（町役場人事課内）で配布する
 とともに、町ホームページにも掲載しています。



▲町ホームページ

受験案内・受験申込書の入手方法
 ※持参による申込は受け付けません。
 （9月7日消印有効）
 ▼インターネット：8月17日（金）午前9時～8月31日（金）午後3時
 ▼郵送：8月17日（金）～9月7日（金）
受験申込期間
 ※行政職上級の第2次試験合格者のみ
第3次試験 12月16日（日）
 ※第1次試験合格者のみ
第2次試験 11月18日（日）
第1次試験 10月21日（日）

試験日



奈良県・市町村土木職員採用共同試験

田原本町と奈良県による土木技術職員の採用共同試験です。

試験日
第1次筆記試験 9月23日（日）

試験会場 奈良県立郡山高校

試験科目 教養・土木専門試験

対象 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

試験案内は、県ホームページからダウンロード。または、町役場人事課、警察署、県人事委員会事務局、県庁人事課、県内各総合庁舎などで配布しています。

申込 インターネットで、8月17日（金）～9月11日（火）正午まで

問い合わせ 県人事委員会事務局
 ☎ 0742-20-4430

町職員任用試験委員会 ☎ 34-2056



▲県ホームページ

タワラモトンタクシー利用券、登録証を持って外出しませんか

通院や買い物はもちろん、イベントへの参加やお食事など、これを機に外出する機会を増やしませんか。

☎ 総合政策課 ☎ 34-2083

- 利用券は、用途に関係なく使えます。
- 利用券は、相乗りでも使えます。本人の乗車が必要。
- 町内での使用はもちろん、町内から町外または町外から町内への移動にも使えます。

例： ○ 田原本町 ↔ 田原本町
○ 田原本町 ↔ 檀原市
× 檀原市 ↔ 檀原市

タワラモトンタクシー利用券の使い方

支払時に利用登録証と利用券双方を乗務員に渡す。利用券を使うと、運賃から基本料金分が差し引かれます。

例：中型のタクシーに乗車した場合

運賃合計が 1,000 円の場合の利用者の支払額は、1,000 円 - 680 円（基本料金）= 320 円になります。



利用登録証と利用券の申請

総合政策課（町役場 2 階）
で随時受付中です。



乳幼児や妊婦の人
も使えるトン。

利用券が使えるタクシー事業者

タクシー会社(50音順)	電話番号
グリーン交通	☎ 32-9000
田原本タクシー	☎ 0120-32-6782
西村タクシー	☎ 32-2143
富士タクシー	☎ 0120-32-6782

(注)田原本タクシーと富士タクシーは同じコールセンターとなっています。



運転免許を返納された 65 歳以上の人へ

タワラモトンタクシー利用券を交付しています



7月からタワラモトンタクシー利用料金助成制度へ移行したことに伴い、代わってタワラモトンタクシー利用券を交付しています。申請により、1人1回限り、タワラモトンタクシー利用券 12 枚を交付します。

運転に少しでも不安を感じている人は、自主返納を考えてみませんか。

対象 次の①・②のいずれにも該当する人

※あいのりタクシーももたろう号の無料乗車券の交付を受け紛失した人及び全て使い切った人を除く

- ① 65 歳以上の町民
- ② 運転免許証を自主返納し、平成 28 年 4 月 1 日以降に警察署などで運転経歴証明書の交付を受けた人

申請に必要なもの

- 警察署などで発行される運転経歴証明書（返納日が平成 28 年 4 月 1 日以降のもの）



- タワラモトンタクシー利用登録証（既に登録済の人）
 - あいのりタクシーももたろう号の残りの無料乗車券（以前、あいのりタクシーももたろう号の無料乗車券の交付を受けた場合）
 - 委任状（代理申請の場合）
 - 代理人の本人確認ができる書類（代理申請の場合）
- ※タワラモトンタクシーの利用者登録、運行などについては、総合政策課（☎ 34-2083）にお問い合わせください。

申請方法 申請に必要なものを持参し、長寿介護課へ。